

地域商社等による県産品輸出強化支援補助金交付要綱

令和2年7月1日

オールみやざき営業課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県産加工食品の輸出促進を図るため、予算で定めるところにより、宮崎県産加工食品の輸出に取り組む県内の地域商社又は商社機能を有する企業に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宮崎県産加工食品

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。

イ 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの。

ウ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。

(2) 県内の地域商社又は商社機能を有する企業

次の全てに該当し、県内に主たる事業所を有する事業者及び団体をいう。

ア 海外市場の情報を収集・分析し、県産加工食品の特性を目利きした上で、現地の商流とつなぐ能力を持つこと。

イ 輸出が有望な県産加工食品を幅広くとりまとめ、輸出する能力を持つこと。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 食品の製造・加工、または販売を行っている県内事業者5者（そのうち、1者以上は新たに輸出に取り組むものを含むこと。）以上の宮崎県産加工食品を取扱い、その輸出に取り組む者であること。

(2) 県税に未納がないこと。

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、それについての補助率は2分の1以内とする。ただし、補助金の額は、別表に定める事業区分ごとの補助額を合計して200万円を限度とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第3条第4号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) 定款・登記事項証明書
- (5) 直近(3か年分)の決算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書及び前項の添付書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (3) 県が行う宮崎県貿易企業実態調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- ① 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- ② 補助対象経費の合計額の50パーセント以内の増減

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第5号)

(2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)

(3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第7号)
(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第1号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

(3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 地域輸出グループ海外展開支援補助金交付要綱(平成30年4月1日定め)は、廃止する。

別表

事業区分	補助対象経費
(1) 国際見本市・商談会・物産展等への出展（県が出展する国際見本市等へ出展し、県が費用等を負担した小間を利用する場合を除く）	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要と認める経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
(2) 商談・市場調査・プロモーション活動の実施	
(3) 海外バイヤー等の招へい	
(4) 効率的な物流ルートの構築・確保	
(5) 輸出向け商品の開発等 （機械等の取得に関するものを除く）	
(6) 輸出向け商品の国際認証等取得	
(7) 海外向け販売促進用ツールの作成	
(8) その他の事業で知事が必要と認めるもの	